

桐生市出会いの場促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身男女のための出会いや交流の機会を創出する事業を実施する団体に対し、桐生市出会いの場促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象事業者」という。)は、NPO、法人等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 桐生市内(以下「市内」という。)に団体の活動拠点を有し、市内において活動していること。

(2) 地域や社会に貢献する活動等を行っていること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 宗教活動、政治活動、選挙活動その他これらに類する活動を目的とするもの

(イ) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行うもの

(ウ) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係にあるもの

(エ) その他市長が補助金を交付する団体として適当でないとする団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、結婚を希望する独身男女のための出会いや交流の機会を創出する事業とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 20歳以上を対象とすること。

(2) 参加者を補助対象事業者の関係者に限定しないこと。

(3) 参加者を公募すること。

(4) 参加者を20人以上とし、市内に在住又は在勤の20歳以上40歳未満の独身男女がその半数以上を占めること。

(5) 参加者の男女比率に著しい差異が生じないものであること。

(6) 適正な額の参加費を設定すること。

(7) 補助金の交付決定後に事業を実施すること。

(8) 市内で事業を実施すること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とするもの
- (2) 主たる目的が営利事業と認められるもの
- (3) 公序良俗に反する、又は社会通念上適当でないと認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することにつき、不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業者が補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、補助対象経費のうち、国、都道府県又は市町村等から補助金等を受ける経費がある場合は、補助対象経費から当該経費を差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定前に着手した補助対象事業の準備行為に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費から参加者負担金、その他収入を控除して得た額の2分の1とし、10万円を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 同一の補助対象事業者に対する補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、桐生市出合いの場促進事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- (1) 団体概要説明書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、桐生市出合いの場促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに事業計画変更・中止申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容に大幅な変更が生じる場合

(2) 補助対象事業を中止する場合

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、速やかに内容を審査し、当該内容が適当と認められるときは、桐生市出合いの場促進事業補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第7号)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、その日から30日以内又は決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、桐生市出合いの場促進事業補助金実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 参加者名簿
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 事業実施時の記録写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助決定者から前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等の内容を審査し、当該内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、桐生市出合いの場促進事業補助金額確定通知書(様式第11号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求手続)

第11条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに桐生市出合いの場促進事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を中止したとき。
- (2) 補助対象事業の施行方法が不相当であるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 補助決定者は、前条の規定により市長が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付

を受けているときは、当該取消しに係る補助金を市長の定める期限内に返還しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 補助対象事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助決定者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助決定者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する内容を遵守しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	内 容
報償費	補助対象事業者の外部からの講師・司会者等に係る謝礼金、謝礼品に係る経費等
旅費	補助対象事業者の外部からの講師・司会者等の交通費等
使用料及び賃借料	会場の使用料 バス車両や音響機器等の借上料
印刷製本費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷代
保険料	参加者等に係る保険料等
消耗品費	事務用品等
通信運搬費	郵便料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費